

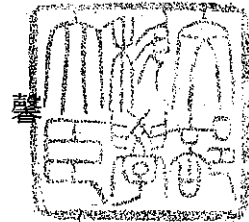
第28回原子力委員会
資料第1-1号

18 諸文科科第 1488 号

平成18年7月14日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣臨時代理
国務大臣 与謝野



独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力
科学研究所原子炉設置変更（VHTRC（高温ガス炉臨界実験装置）
施設の変更）について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 殿塚 猷一から平成18年6月9日付け18原機（科安）004をもって別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

別紙

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、独立行政法人日本原子力研究開発機構のVHTRC施設における使用済燃料の処分の方法について、「使用済燃料は、VHTRC施設内に保管、又は日本国内の他施設に引き渡し、保管する。」に変更するものである。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・ 原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、VHTRC施設内に保管、又は日本国内の他施設に引き渡し、保管されること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、使用済燃料をVHTRC施設内に保管、又は日本国内の他施設に引渡し、保管するものであり、「試験研究炉の使用済燃料の取扱いについては、個別の状況を踏まえつつ、その取扱いを、合理性を考慮しつつ検討すべきである。」とする我が国の原子力政策大綱の方針に沿ったものであることから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、工事を伴わないため、資金を必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。